平成２８年（フ）第１３９号
大分市大字広内442番地
債務者　安部　成海
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　立茂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月５日午後４時
5　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第７２３号
福岡市南区野多目５丁目２番26号
債務者　荒尾しおり（旧姓元満）
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北園　勝蔵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７９８号
福岡市西区小戸４丁目30番15―101号
債務者　筒井　勇
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧　智浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月９日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７１４号
福岡県朝倉市頓田686番地１　大楠住宅12号、前住所福岡県朝倉市須川2225番地１
債務者　岩下　文男
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大津　啓二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７３０号
福岡県古賀市舞の里３丁目８番10号
債務者　今橋　賢二
1　決定年月日時　平成28年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福島　康夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月25日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２８号
沖縄県那覇市古波蔵４丁目13番52―502号　プレサンスロジェ古波蔵レーヴ
債務者　渡久山長貴
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古謝　千尋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年７月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第４０２号
神戸市東灘区住吉本町１丁目９番30―106号
債務者　安東千賀こと　權　寧姫
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内　和美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月９日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６９１号
福岡市中央区警固２丁目13番17―906号、旧住所福岡市中央区薬院１丁目15番23―706号
債務者　鹿井　博文
1　決定年月日時　平成28年５月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　和夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１５５８号
大阪府東大阪市日下町１丁目１番33号　グリーンアミレット　202
債務者　白井　敬久
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６５３号
大阪市東住吉区湯里４丁目７番24―408号
債務者　窪田裕美佳（旧姓常田）
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６７１号
大阪市平野区背戸口３丁目７番３号背戸口シティハイツ502号
債務者　森野　浩二
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６７８号
大阪市北区黒崎町７―13　第三幸福ハイツ503号、住民票上の住所大阪市北区中崎西１丁目８番22号
債務者　亀岡英樹こと　亀岡　秀樹
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７２６号
大阪市港区波除３丁目７番４―508号
債務者　丸山　英志
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９５９号
大阪府八尾市植松町６丁目９番25号
債務者　村田千加子
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２１９号
大阪府東大阪市永和３丁目９番25号
債務者　野間　芳則
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３１３号
大阪市東成区玉津１丁目１番12号スプリングボード玉造　402号
債務者　桑﨑　由美
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９１号
函館市東山１丁目26番14号
債務者　伊藤　幸代
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
函館地方裁判所